

子どもの自立支援と安全な環境確保に向けた連携に関する覚書

子どもを取り巻く様々な環境要因により、子どもの自立を妨げたり、子どもが安心して生活できない状況があることから、子どもの自立支援と安全な環境確保等を図り、もって、子どもを健やかに育むことが求められている。

このため、島根県環境生活部（以下「甲」という。）、島根県健康福祉部（以下「乙」という。）、島根県教育委員会（以下「丙」という。）、島根県警察本部（以下「丁」という。）及び島根県私立中学高等学校連盟（以下「戊」という。）は、子どもの自立支援と安全な環境確保に向けた連携に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、子どもの自立支援と安全な環境確保のため、犯罪行為や児童虐待の防止と非行問題等の解決について、以下の関係機関が緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的とする。

（連携機関）

第2条 本覚書において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関・団体とし、連絡先の範囲は対象事案に応じて必要な範囲とする。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 丙
- (4) 丁
- (5) 戊
- (6) 島根県立の高等学校、特別支援学校
- (7) 島根県内の各児童相談所
- (8) 島根県内の各警察署

2 連携機関は、必要に応じて前項と同様の連携を、次に掲げる機関に対して依頼するものとする。

- (1) 島根県内の各市町村教育委員会
- (2) 島根県内の市町村立小中高等学校
- (3) 島根県内の私立中高等学校
- (4) 島根大学教育学部附属小中学校
- (5) 松江工業高等専門学校

（連携の内容）

第3条 第2条に規定する機関は、子どもの自立支援と安全な環境確保を図るために必要な情報及び個々の問題行動に関する情報を交換することにより、実質的な連携を図り、健全育成のための具体的な対策を講ずるものとする。

（相互連絡の対象）

第4条 本覚書に係る相互連絡の対象は、次に掲げる情報において、第2条に規定する機関の長が、相互連携により対応の必要があると認めるものとする。

- (1) 子どもが被害対象となるつきまとい事案や性的犯罪の被害事案等に関する情報
- (2) 子どもの安全確保に関する不審者情報
- (3) 児童虐待及び要保護児童に関する情報
- (4) 児童生徒の問題行動、いじめ等に関する情報
- (5) インターネットを利用した子どもに係る誹謗中傷等に関する情報
- (6) 非行少年及び不良行為少年に関する情報
- (7) 生徒の逮捕事案に関する情報
- (8) 子どもを対象とした地域のNPO、ボランティア等の活動に関する情報
- (9) 善行事案のうち、本人等が提供を同意している情報
- (10) その他子どもの自立支援と安全な環境を確保するために必要な情報

（相互連絡の内容）

第5条 相互連絡の内容は、対象事案に係る事案の概要、関係する子どもの自立支援と安全な環境確保を図り、非行の防止と問題行動等の解決のために必要な情報とする。

（連絡責任者）

第6条 連携の円滑な運用を図るため連携機関ごとに連絡責任者を置き、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 甲は、環境生活総務課長
- (2) 乙は、青少年家庭課長
- (3) 丙は、義務教育課生徒指導推進室長
- (4) 丁は、生活安全部少年課長
- (5) 戊は、事務局長
- (6) 島根県立の高等学校、特別支援学校の校長
- (7) 県内の各児童相談所の所長
- (8) 県内の各警察署の署長

2 連携機関は、第2条第2項に規定する機関に対して、前項の趣旨に基づき、連絡責任者を置くよう依頼する。

（連絡責任者の役割）

第7条 連絡責任者は、第2条に規定する機関における連携に係る事務を総括するとともに、連絡先の範囲を決定するものとする。

2 連絡責任者は、連携に係る事務を処理させるため、所属の職員のうちから連絡担当者を指定することができる。

3 連絡責任者は、必要があると認めるときは、前項の連絡担当者のほかに、所属の職員のうちから連絡担当補助者を指定することができる。

（配慮事項）

第8条 本覚書の運用に当たっては、第2条に規定する機関相互の理解と信頼関係を保持するため、特に次の点に配慮するものとする。

(1) 秘密の保持及び情報管理の徹底

連絡に当たっては、秘密の保持及び情報の適正な管理を徹底し、連絡に係る情報が関係者以外の者に漏れることがないようにすること。

(2) 正確な連絡

連絡は、連絡担当者が相互に面談するなどの方法によって行い、情報の確実かつ正確な連絡に努めること。

(3) 適切な処遇

連絡を受けた学校、児童相談所及び警察署等においては、必要な調査等を行い、子どもの適切な処遇に努めること。

（保護者の理解と協力の確保）

第9条 本覚書の運用に当たっては、保護者の理解と協力を得るように努めるものとする。

（協議）

第10条 本覚書の目的を達成するため、第2条に規定する機関は、必要に応じて協議を行うものとする。

本覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月21日

甲 島根県環境生活部

部長 山根 成



乙 島根県健康福祉部

部長 錦織 厚



丙 島根県教育委員会

教育長 藤原 義光



丁 島根県警察本部

本部長 大橋



戊 島根県私立中学高等学校連盟

会長 大多和 聡

